



農地バンクは 地域農業の未来を 応援します!

農地を借りて
規模拡大をしたいけれど
賃借料の精算が大変だ



農地バンクは
地域計画の実現を
サポートします!

高齢になったので
田んぼを誰かに
使ってもらいたい



農地を集約して
作業を効率化
したいわ



集落・地域の将来について、
話し合いをしたい



農地を
相続したけれど
自分では使えない



〈地域計画 策定前 / 農地バンク活用前〉



〈地域計画 策定後 / 農地バンク活用後〉



地域の話し合いに基づき
「地域計画」を策定

地域全体で
農地バンクを活用

地域計画 とは

人と農地の問題を解決するために、地域の話し合いに基づいて作成する「未来の設計図」です。

詳しくは
6ページへ

農地バンク とは

農地の貸し借りを仲介する農地中間管理事業を担う「農地中間管理機構」のことで、農地バンクは地域計画等に基づき農地を借り受け、担い手へ貸し付ける「信頼できる農地の中間的な受け皿」です。本県では公益財団法人福島県農業振興公社が県知事から指定を受けています。



福島県の農地集積状況と農地バンクの実績

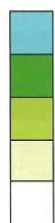
担い手への農地集積状況 (農地バンク以外の農地集積も含む。)

集積率(県全体)

H25末	R6末	R13(目標)
24.6%	44.5%	75%以上

(担い手への集積面積÷耕地面積)

集積率(%)



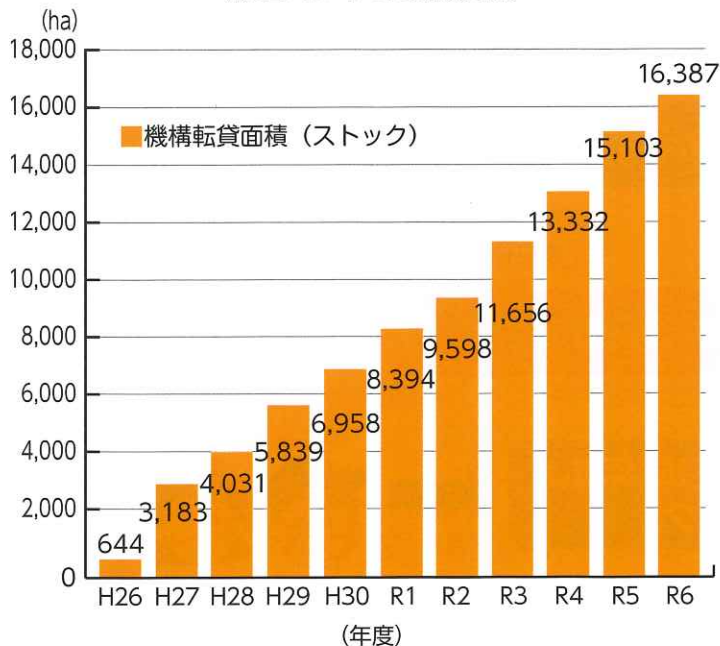
県が定めた集積目標に向け、今後さらに担い手に農地を集め、地域の農地を有効活用していく必要があります。

※ 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村については、東京電力福島第一原発の事故の影響により調査が困難であったため、平成22年3月末現在の数値を使用。

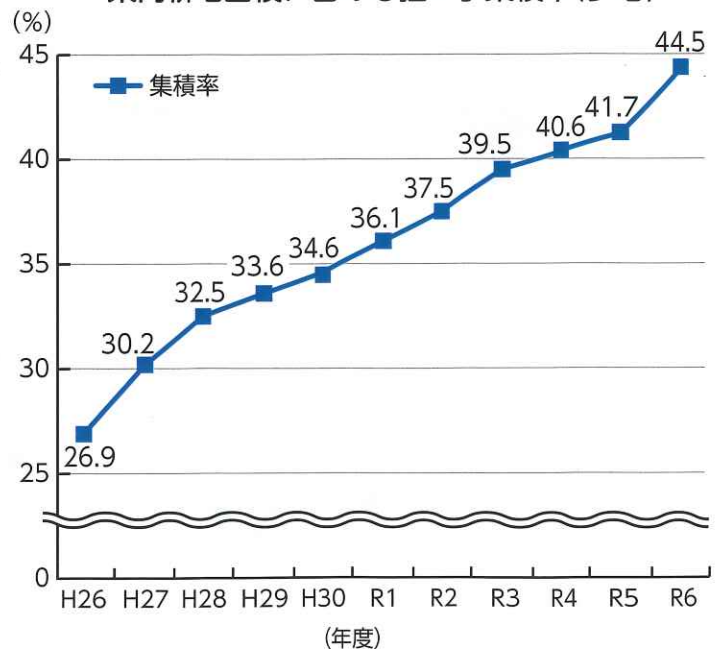
出典：農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和6年度版・農林水産省）

農地バンクの転貸実績の推移

農地バンクの取扱実績



県内耕地面積に占める担い手集積率(参考)



農地中間管理事業について

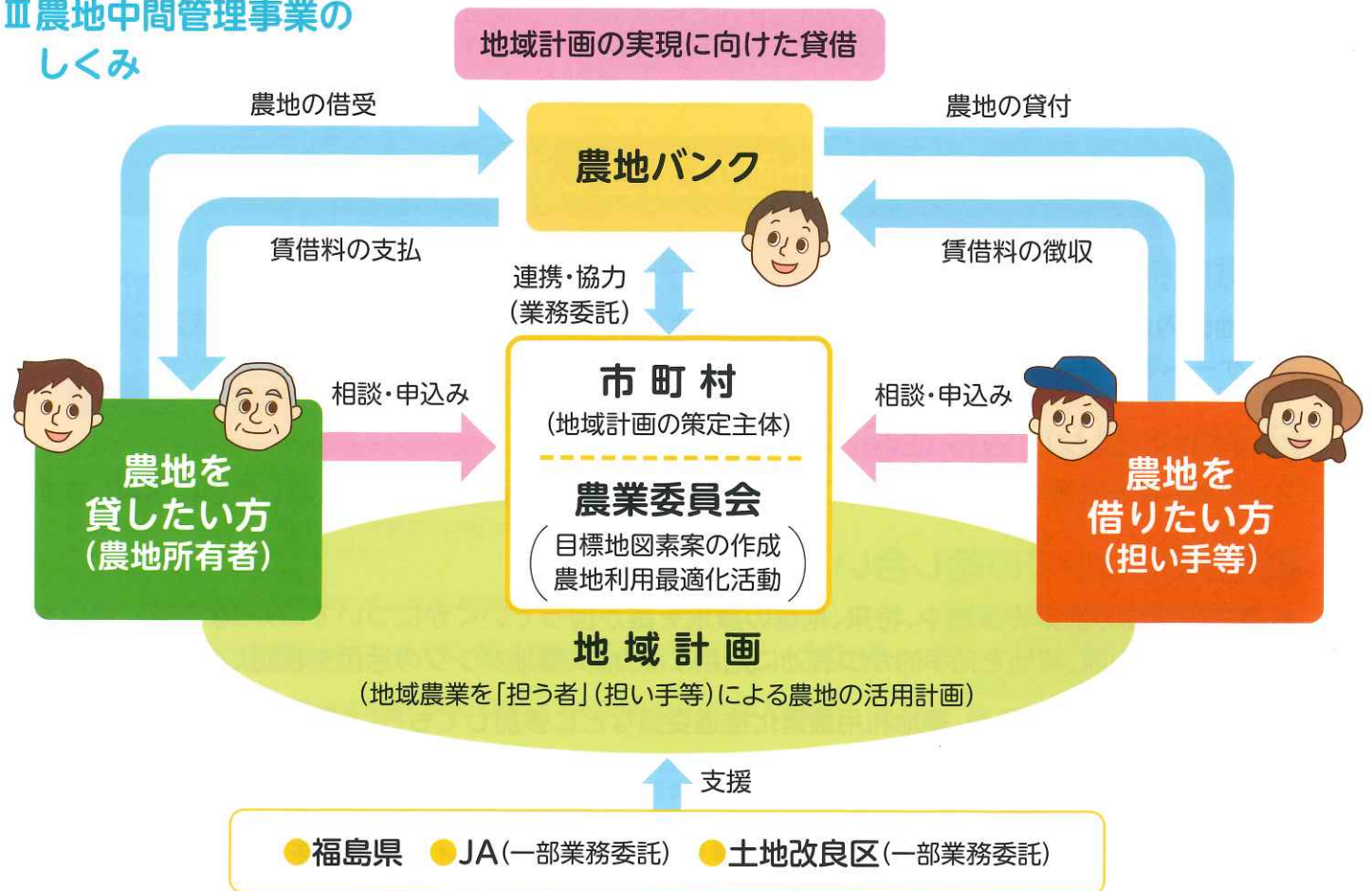
I 農地中間管理事業の目的

農地中間管理事業は、「地域計画」等に基づき、農地バンクが地域の農地を借り受け、それを地域の担い手農家等へ貸し付けることにより、農地の集積・集約化を図ることを目的としています。

II 対象となる事業区域は

線引き都市計画の市街化区域以外です。

III 農地中間管理事業のしくみ



IV メリット (支援金等は一定の条件を満たす必要があります)

①地域のメリット ◆「農地集約化促進事業」の支援金が交付されます。

②出し手のメリット

- ◆安心して農地を貸し出せます。
- ◆農業者年金上のメリットがあります。
(経営移譲年金が継続可能、加算付年金を受給できる場合あり、特例付加年金の経営継承に該当)
- ◆贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ◆要件を満たす場合は固定資産税の軽減措置が受けられます。

③受け手のメリット

- ◆出し手の事情(相続等)に煩わされることなく、長期の借入が可能となり、農地の集約化により経営が効率化します。
- ◆多くの出し手との契約でも、賃借料の精算は農地バンクが行うので事務が軽減されます。

農地中間管理事業の主な流れについて

新規に契約する場合



（農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく手続きになります。）

農地バンク事務手続き等Q&A

Q 手数料はかかりますか。

A 農地バンクは出し手と受け手それぞれと契約を結び、受け手から賃借料を徴収し、出し手に賃借料をお支払いする仲介役を担っております。そのため、出し手と受け手それぞれ契約1件ごとに毎年賃借料の1%相当(下限800円、上限8,000円)の手数料がかかります(賃借料が800円未満の場合には頂戴しません)。

複数の契約本数がある方は、借入契約・貸付契約それぞれの手数料合計額が8,000円を超える場合にはその超過額は免除されます。

Q 賃借料や契約期間の決め方を教えてください。

A 賃借料は、出し手と受け手の間で事前にご相談ください。

契約期間は、原則10年以上としています。

ただし、やむを得ない事情がある場合は5年以上でも可としています。

Q 契約期間中の賃借料の変更はできますか。

A 賃借料変更は、1,000円/10a以上の変更がある場合に可能です。

ただし、

- 市町村農業委員会の賃借料の平均値を用いる場合
- 賃借料協議会の規約に基づく単価を用いる場合
- 農用地利用改善団体(営農改善組合等)の総会等で議決された賃借料を用いる場合は、例外として変更することが可能です。



Q 賃借料を物納とする契約は可能ですか。

A 物納での契約はできません。ただし、契約後に賃借料の支払いを停止し、農産品支払にすることは可能ですが、この場合でも手数料は別途お支払いいただきます。

Q 農地を転貸または売買するために契約期間中に農地を返還してもらえますか。

A 出し手・機構・受け手の三者で合意解約ができれば契約期間中でも農地を返還することができます。なお、機構集積協力金や農地集約化促進事業の支援金の返還が生じる場合もありますのでご注意ください。

Q 出し手死亡により相続が発生した場合、契約はどうなりますか。

A 相続があっても農地バンクの中間管理権(賃借権・使用貸借)は維持します(出し手の名義変更のみ)。したがって、農地バンクから受け手への賃貸借契約にも変更はありません。

Q 地域計画がない地域でも農地バンクの契約は可能ですか。

A 地域計画がない地域でも、農地バンクを活用して農地の集積・集約化を実現する必要があると市町村等が判断する場合には、契約が可能です。

農地中間管理事業を活用した地域等に対する支援 農地集約化促進事業について

集約化加速タイプ

地域計画の策定地域を対象として、農地バンクからの転貸、または、農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域に支援金が交付されます。

▼基本タイプ ▼大規模集約タイプ

- 交付要件**
- ① 地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上(中山間地域及び樹園地は0.5ha以上)の団地面積の割合が集約化目標年度(事業実施年度から起算して5年目の年度)までに10ポイントまたは20ポイント以上増加すること。
 - ② 目標地図において農業を担う者が位置づけられていない農地による1ha以上(同上)の団地面積の割合が集約化目標年度(同上)までに10ポイントまたは20ポイント以上増加すること。
 - ③ 同一の耕作者が耕作する団地面積の割合が30%以上の地域において1団地当たりの平均面積が集約化目標年度(同上)までに1.5倍以上となること。
 - ④ 当該団地を耕作する者の経営規模が15ha以上(中山間地域は7.5ha以上、樹園地は2ha以上)であること。
 - ⑤ 当該団地を耕作する者の1団地の面積が5ha以上(中山間地域は2.5ha以上、樹園地は1ha以上)であること。

区分	地域の団地面積の割合	交付単価		
		基本タイプ(転貸)	基本タイプ(農作業受託)	大規模集約タイプ(転貸)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a	0.5万円/10a	5.0万円/10a
	20ポイント以上増加	3.0万円/10a	1.5万円/10a	
区分2	すでに30%以上の地域は1団地 当たりの平均面積が1.5倍以上			

- ※ 基本タイプは①②③のいずれかの要件を満たす必要があります。
- ※ 大規模集約タイプは①②③のいずれか及び④⑤の要件を満たす必要があります。
- ※ 6年以上の貸借契約または農地バンクを通じた農作業受託(基幹三作業以上)が必要です。
- ※ 対象期間内のうち新たに団地化した面積が交付対象となります。
- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 地域集約化実現タイプと併給可
- ※ 過去に集約化奨励金等の交付を受けたことのある農地は対象外

支援金の使い道は
地域で決めることが
できます

- 共同で利用する農業機械の購入費等や購入積立金
- 農道や水路の修繕に必要な資材費
- 集落営農組織の法人化に向けた資金 など

▼誘致団地創出タイプ(交付単価5.0万円/10a)

- 交付要件** 集約化目標年度(事業実施年度から起算して5年目の年度)までに以下の要件を満たすこと。
- ① 受け手不在農地を団地化し4ha以上の誘致団地を形成すること。
 - ② 誘致団地内の全ての農地で10年以上の貸借契約を行うこと。
 - ③ 形成した誘致団地を新たな受け手に転貸すること。

地域集約化実現タイプ

地域計画の策定地域を対象として、地域内の農地を農地バンクに貸し付け、受け手へ農地集積・集約した結果(活用率)に応じて、地域に支援金が交付されます。

- 交付要件**
- 目標地図における同一の耕作者が耕作する1ha以上(中山間は0.5ha以上)の団地面積の割合が5割以上であること。
 - 10年以上の貸借契約が必要。

区分	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超80%以下	2.0万円/10a
区分2		80%超	2.6万円/10a

- ※ 同一農地につき1回の交付となります。
- ※ 集約化加速タイプと併給可
- ※ 過去に地域集積協力金等の交付を受けたことのある農地は対象外。

詳細な内容の
お問い合わせは
最寄りの市町村または
各農林事務所へ

(交付例) 中山間地域に該当するA地域の場合

A地域の状況	交付の可否	交付額の計算
① 地域の農地面積 40ha ② 農地バンクへの貸付面積 30ha ③ 事業対象年度の農地バンクへの10年以上の新規貸付面積 20ha ④ 目標地図における0.5ha以上の団地面積 25ha	【農地バンクの活用率】②÷①=75%(交付単価1) 【交付要件(団地化割合)】④÷①=62%(5割以上)	【交付対象面積】③=20ha 【交付単価】交付単価区分1の額 交付額 20ha×2.0万円/10a=400万円

交付可

農地中間管理事業を活用し「地域計画」を実現しよう

地域計画とは？

地域の話し合いに基づき、当該地域における農業の将来の在り方や目指すべき農地利用の姿を明確化した計画です(市町村策定)。地域の状況に応じて継続的に見直し、実現性を高めることとされています。

地域計画の実現

農地中間管理事業の活用

- ◆農地を効率的かつ有効に利用
- ◆地域の中心となる経営体(担い手)の経営基盤の安定化

地域計画の見直しの流れ

1 意向把握の実施

対象地区内の農業者の今後の経営意向(規模拡大・縮小等)や後継者の有無等の地域状況について、アンケート等により把握します。

2 現況地図及び目標地図素案の更新

アンケート等で把握した地域の農業の現状や将来の意向を地図に落とし込み、話し合いに活用します。

3 将来についての話し合い

- 現在の地域の農業の課題や、将来、地域の農地を誰が担っていくかについて、みんなで話し合いましょう。その際、農地を効率的かつ有効に活用するため、農地バンクの活用を検討しましょう。
- 話し合いには、農業委員、農地利用最適化推進委員などに参加してもらい、議論を深めましょう。

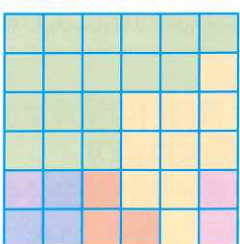
4 話し合いの結果をまとめる

市町村が話し合いの結果を取りまとめ、見直し後の地域計画として公表します。

地域の皆さんで地域計画をよりよいものにしていき、
地域の農業の未来を考え、実践していきましょう

目標地図

おおむね10年後の
耕作者の分布を表示



地域計画の策定地域または 目標地図に位置付けられた農業者を対象とする支援措置

- ◆農地集約化促進事業
- ◆地域農業構造転換支援事業(機械導入等)
- ◆集落営農連携促進等事業(効率的な生産・販売体制)
- ◆新規就農者育成総合対策(経営開始資金等)
- ◆農地耕作条件改善事業
- ◆スーパーL資金の金利負担軽減措置 など



お問い合わせ先

市町村・担当部署名		電話番号	地域マネージャー	電話番号
福島市	農業企画課 農業担い手係	024-525-3740	福島拠点 (県北農林事務所駐在)	080-3754-3063 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
川俣町	農林振興課 農業振興係	024-566-2111		
伊達市	農政課 農業担い手係	024-573-5635	伊達拠点 (伊達農業普及所駐在)	080-3754-3064 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
桑折町	産業振興課・農業委員会	024-582-2126		
国見町	産業振興課・農業委員会	024-585-2890		
二本松市	農業振興課	0243-55-5116	安達拠点 (安達農業普及所駐在)	080-3754-3066 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
本宮市	農政課	0243-24-5385		
大玉村	産業課 農政係	0243-24-8107		
郡山市	農業政策課	024-924-2201	郡山拠点 (県中農林事務所駐在)	080-4872-8531 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
田村市	農林課 農政係	0247-81-2511	田村拠点 (田村農業普及所駐在)	080-3754-3067 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
三春町	産業課 農林グループ	0247-62-2112		
小野町	産業振興課	0247-72-6938		
須賀川市	農政課 農業政策係	0248-88-9138	須賀川拠点 (須賀川農業普及所駐在)	080-3754-3068 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
鏡石町	産業課 農政係	0248-62-2118		
天栄村	産業課 農地係	0248-82-2102		
石川町	農業委員会事務局 農地管理係	0247-26-9129		
玉川村	産業振興課	0247-57-4627		
平田村	産業建設課	0247-55-3116		
浅川町	農政課	0247-36-1183		
古殿町	産業振興課	0247-53-4613		
白河市	農政課 農業政策係	0248-22-1111 (代表)	県南拠点 (県南農林事務所駐在)	080-3754-3069 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
西郷村	産業振興課 農政係	0248-25-1116		
泉崎村	産業経済課	0248-53-2430		
中島村	企画振興課	0248-52-2113		
矢吹町	農業振興課	0248-42-2115		
棚倉町	産業振興課 農林係	0247-33-2113		
矢祭町	事業課 産業グループ	0247-46-4576		
埴町	農林推進課 農政係	0247-43-2118		
鮫川村	農林商工課 農林畜産係	0247-49-3113		
会津若松市	農政課 農業企画グループ	0242-39-1253		
磐梯町	産業振興課	0242-74-1217		
猪苗代町	農林課 農業振興係	0242-62-2116		
喜多方市	農業委員会	0241-24-5273	喜多方拠点 (喜多方農業普及所駐在)	080-3754-3070 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
北塩原村	産業課	0241-23-1334		
西会津町	農業委員会事務局	0241-45-4531		
会津坂下町	農業委員会	0242-84-1534	両沼拠点 (会津坂下農業普及所駐在)	080-3754-3071 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
湯川村	農業委員会	0241-27-8840		
柳津町	農業委員会	0241-42-2116		
三島町	産業建設課	0241-48-5566		
金山町	農林課	0241-54-5321		
昭和村	産業建設課	0241-57-2117		
会津美里町	農業委員会	0242-55-1172	南会津拠点 (南会津農林事務所駐在)	080-3754-3073 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
下郷町	農林課 農政係	0241-69-1188		
檜枝岐村	産業建設課	0241-75-2501		
只見町	農林建設課 農林係	0241-82-5230		
南会津町	農林課	0241-62-6220		
相馬市	農林水産課 農業振興係	0244-37-2147	相馬拠点 (相双農林事務所駐在)	070-1582-6920 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)
南相馬市	農地集積課	0244-44-6802		
新地町	産業振興課 農林水産係	0244-62-2194		
いわき市	農業振興課 担い手支援係	0246-22-1148	いわき拠点 (いわき農林事務所駐在)	080-3754-3074 (受付: 平日9時~12時、13時~17時)

※原子力被災12市町村の農地については、下記(本社)被災地域対策室までお問い合わせください。

◆公益財団法人 福島県農業振興公社(農地バンク) (受付: 平日9時~12時、13時~17時)

〈本社〉 中通り・会津担当 TEL024-521-9845 浜通り担当 TEL024-521-9843 被災地域対策室 TEL024-503-0421
公益財団法人福島県農業振興公社ホームページ <http://fnk.or.jp/>

◆福島県農林水産部農業担い手課 TEL024-521-7381 ◆福島県農林事務所農業振興普及部・農業普及所 ◆JA